

高病原性鳥インフルエンザの営農技術対策

平成28年11月29日

北海道農政部

飼養衛生管理基準を遵守するため次の点を チェックする。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 衛生管理区域の設定 | <input type="checkbox"/> 導入家きんの隔離 |
| <input type="checkbox"/> 人や車両の出入り制限・消毒 | <input type="checkbox"/> 出荷の際の家きんの健康診断 |
| <input type="checkbox"/> 家きん舎や器具の清掃、消毒 | <input type="checkbox"/> 異常家きんの早期発見・早期受診 |
| <input type="checkbox"/> 家きん舎に出入りする際の手指、作業衣等の消毒 | <input type="checkbox"/> 異常家きん発見時の通報体制の確認 |
| <input type="checkbox"/> 野生動物、ねずみ、野鳥等の侵入防止 | <input type="checkbox"/> 過密な状態での家きんの飼養回避 |
| <input type="checkbox"/> 飼料や水への排せつ物の混入防止 | <input type="checkbox"/> 伝染病に関する知識の習得 |

1 衛生管理の徹底

高病原性鳥インフルエンザの発生を未然に防止するため、外来者の衛生管理区域の設定及び施設への立入制限等の実施や、家きん舎内外の定期的な清掃・消毒等の飼養環境の衛生管理、感染源となる動物の侵入を防止するためのフェンス、ネット等の設置・補修、衛生害虫の発生防止など、外部からの病原体の侵入防止に努め、異状を発見した場合には家畜保健衛生所や獣医師に直ちに通報する。

2 衛生対策

- (1) 家畜の伝染性疾病は「持ち込まない、広めない、持ち出さない」対策を徹底する。家きん舎内に入る場合は、専用の作業着と長靴に交換するなど衛生管理を徹底する。
 - (2) 野鳥が病原菌を持ち込まないように、出入り口や開口部にネット設置などの対策を実施する。
 - (3) 飼養管理衛生基準に示された、衛生管理区域（家きん舎周辺）とその他区域（住宅など）を明確に区分し、境界には踏み込み消毒槽を設置する。
 - (4) 農場関係者以外の者の衛生管理区域内への出入りを原則禁止する。やむを得ず衛生管理区域内に入場させる場合、訪問履歴を確認した上で、必要な防疫対応をしっかりと行う。
 - (5) 農場の衛生管理を保つため、農場敷地や家きん舎内の効果的な消毒を徹底する。特に、車輛については、出入り口への消石灰の散布など車輛外部の消毒のほか、運転席足元等車輛内部の衛生にも留意する。衛生管理区域への入退場者及び車輛の記録は確実にを行う。
 - (6) 飼養家きんの観察は毎日行い、異常家きんの早期発見・早期通報に努める。
 - (7) 消毒用の生石灰は、水と接触すると高温に発熱することから、袋は常に密閉状態を保ち、湿気の少ない場所の台の上に積んで保管し、周囲に燃えやすい物を置かないよう保存する。
- 指導に当たっては、別添「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するための重要ポイント！」を参照してください。